

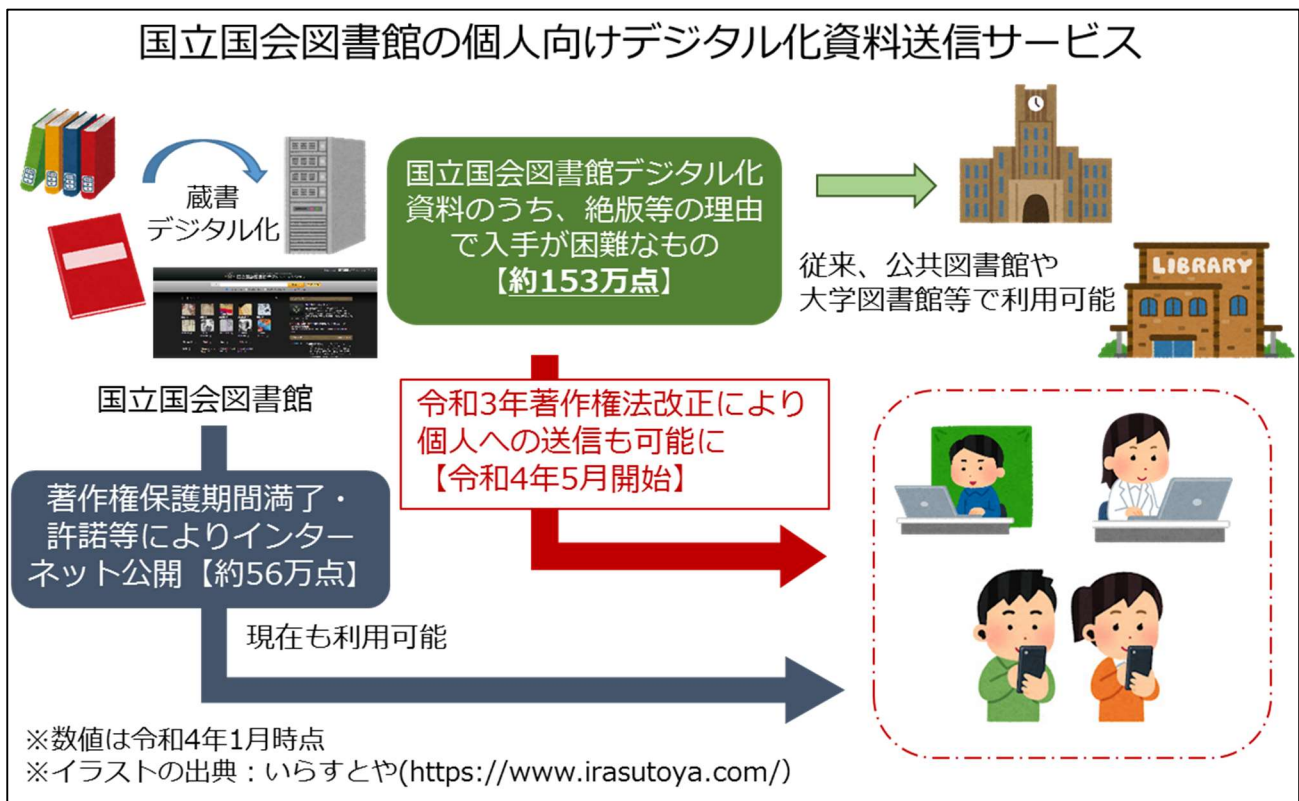
「個人向けデジタル化資料送信サービス」の開始について (令和4年5月19日予定)

国立国会図書館は、「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」(令和3年12月3日)に基づき、「個人向けデジタル化資料送信サービス」(略称:個人送信)を令和4年5月19日から新たに開始します。

これは、令和3年6月2日に、著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第52号)が公布されたことによるものです。この改正により、国立国会図書館はデジタル化した資料のうち絶版等資料をインターネット経由で個人に送信できるようになりました。法改正の背景には、デジタル化・ネットワーク化への対応とともに、コロナ禍により、当館や公共図書館、大学図書館等に来館せずに利用できるデジタル化資料へのニーズが、研究者・学生等の個人から高まったことがあります。

合意文書については、次のページをご覧ください。

https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2021/211222_01.html



■サービス概要

当館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難なものを、利用者ご自身の端末（スマートフォン、タブレット、パソコン）等を用いてインターネット経由で閲覧できるサービスです。国立国会図書館デジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/>）で資料の本文画像を閲覧できます。サービス開始当初は閲覧のみですが、令和5年1月を目途に印刷機能の提供を開始する予定です。

■利用できる資料

国立国会図書館デジタルコレクションで提供している資料のうち、絶版等の理由で入手が困難であることが確認された資料（著作権者等の申出を受けて、3か月以内に入手困難な状態が解消する蓋然性が高いと当館が認めたものを除く。）が対象です。具体的には、「図書館送信資料」約153万点（令和4年3月時点）の範囲内の資料です。

サービス対象資料については、次のページをご覧ください。

https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/index.html

■利用できる方

国立国会図書館の「個人の登録利用者」のうち、日本国内に居住している方が対象となります。サービスの利用には個人送信の利用規約に同意していただく必要があります。

登録方法の詳細は、次のページの「個人の登録利用者になるには」をご覧ください。

<https://www.ndl.go.jp/jp/registration/index.html#anchor01>

<参考：国立国会図書館所蔵資料のデジタル化の状況（令和4年3月時点）>

資料種別	インターネット公開（著作権保護期間満了等）	送信（絶版等資料）	国立国会図書館館内限定（その他）	合計
図書	36万点	55万点	8万点	99万点
雑誌	2万点	82万点	51万点	135万点
博士論文	2万点	13万点	2万点	16万点
その他	19万点	4万点	10万点	31万点
（合計）	57万点	153万点	72万点	281万点

（端数処理のため合計が一致しない場合がある。）

■問合せ先：国立国会図書館 関西館総務課総務係 TEL：0774-98-1225（直通）

本件は令和4年2月1日に、東京本館から発出したプレスリリースと同内容になります（数値のみ直近のものに更新）。